

主 論 文 要 旨

No.1

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	山本 みずき
主 論 文 題 名： 越境するファシズム——イギリスにおける政治的急進主義と社会秩序、1932～1940 年				
(内容の要旨) ソ連に共産主義体制が樹立され、イタリアとドイツにファシズムおよびナチズムの独裁体制が敷かれた 20 世紀前半、イギリスでは既存の政治体制に異議を唱える急進主義思想が政治体制として実現することはなかった。そのような戦間期イギリスの政治的安定性は、従来一般的に理解されてきたように、長年の議会制民主主義の伝統から自明のものとして保証されていたわけではない。あるいはイタリア等と比較して経済状況が然して深刻ではなかった、というわけでもない。第一次世界大戦後にイギリスを襲った経済不況は多くの失業者を生み出し、政治家や経済学者を中心に、レッセフェールを基調とする古典的自由主義に代わる様々な経済構想が打ち出されていく時代でもあった。さらにイギリスでは言論の自由が保障されているが故に、逆説的に共産主義やファシズム等の急進的な政治運動が存在し、それらが社会に広まり影響力を持つ可能性があった。実際にヨーロッパ大陸諸国と同様、戦間期イギリスではさまざまな新しい政治的イデオロギーが生まれ、そのなかには議会や行政の改革に留まらない、既存の政治体制を根本から変えるようなラディカルな議論も含まれていた。 故にイギリスの関係省庁は、国内の急進主義運動を監視し、市民的自由を保障しながらこれら政治運動の台頭と思想の浸透をいかに防ぐべきか議論を重ねていた。イギリスでは既存の政治体制が崩壊することはなかったが、それは経済状況や政治文化の安定性から自明だったわけではなく、警察、内務省、外務省そして情報機関の MI5（保安局）を中心としたイギリス政府諸機関による、既存秩序を維持しようとする政策の帰結として保持されていたことを本論文では主張することになる。 しかし、そのような政治的安定性を維持するための活動は、内務省管轄下のインテリジェンス機関である MI5 が主導して行っていたために、関連する政府記録の多くが機密扱いとされ、近年に至るまで未公開とされたものが多い。そのため、イギリス政府が国内のファシズム運動を警戒した理由やその監視体制、経緯等の詳細が一般に広く知られていなかった。				

本論文はそのような問題意識から、イギリス関係省庁の史料を用いて、イギリスの政治的安定性と議会制民主主義を防衛するために、とりわけ外国政府とイギリス・ファシズム運動の関係強化を警戒してそれに対抗する、イギリス政府の既存の秩序維持のための行動との間の相互作用に光を当てる政治史研究である。

当局が急進主義運動を警戒した背景には、概ね二つの論理が存在した。警察及び内務省は治安維持の観点から暴力的手段を講じる政治運動を抑制しようとし、外務省及びMI5は、国内の急進主義勢力が体制転覆を狙う外国政府と内通していることを警戒し、安全保障上の脅威となりかねないことを危惧したのである。

治安維持の観点からイギリス政府が第一に講じた策は、1936年の公共秩序法制定である。同法は、公共の場での制服着用 of 禁止、「警察や国軍の機能を奪うことを目的とした人々の集まり」や「何らかの政治的目的を促進するために物理的な力を行使または示威する」行為の禁止、政治的な行進を行う際に警察の許可を要すること等を定めた。同法の成立により、数あるブリティッシュ・ファシズム組織の中で最大規模の勢力を誇ったイギリス・ファシスト連合 (British Union of Fascists; BUF) は、公の場でイタリア・ファシズムを模したブラックシャツを着て街頭行進や集会を行うことができなくなり、失速を余儀なくされた。総選挙で議席を獲得することはおろか、国内の支持者拡大にも行き詰まり、財政悪化により瓦解するのは時間の問題かに思われた。

それではなぜ、イギリス政府はMI5を通じてイギリス・ファシスト連合の監視を続け、第二次世界大戦勃発後も対策を練り続けたのか。それはMI5が収集した膨大な情報から、イギリス・ファシスト連合が外国政府の対外工作の一部に組み込まれた安全保障上の脅威である可能性が浮上したからである。MI5が、ヒトラーおよび側近たちの演説や発言を紐解きナチ・ドイツの政治的意図を分析した結果、ドイツが戦争準備を進めていること、そしてヒトラーがイギリスの有力な政治家、知識人、貴族を影響下に置くことで、内部攪乱を狙っているとの見方が浮き彫りになった。1938年のミュンヘン会談のはるか前、1934年から1936年の段階でMI5は独伊両政府の拡張主義と対外工作活動を警戒し、関係省庁や内閣に警戒を促していた。しかし当時は外国政府による資金提供や工作活動を内政干渉として罰する法的根拠が存在せず、イギリス政府はその対応に苦慮することになる。

イギリス政治外交史の文脈では、従来イタリアやドイツなどの独裁国家の存在は、あくまでも安全保障上ないし地政学上の対外的な脅威であり、軍事力で防衛すべき対象として捉えられてきた。ところが実態は、それらの国家の基盤にあるファシズムやナチズムという思想が国内に流入することで、既存の政治体制を転覆し得る内的な脅威としても捉えられていたことがイギリス政府の関連文書からは明らかである。

主 論 文 要 旨

No. 3

自由主義社会における社会秩序維持のために、外国勢力と内通する国内の急進主義運動に、政府はいかに対処しようとしたのか。国境を越えて伝播する急進主義的なイデオロギーを前にして、イギリス政府がいかなる手法と論理で社会秩序を維持してきたのか。戦間期のブリティッシュ・ファシズムの一つであるイギリス・ファシスト連合を事例に以上の問いに答えることが本研究の目的である。

本論文では、イギリス政府の視点のみならず、イギリスの政治家オズワルド・モーズリーが主導する政治的急進主義運動であるイギリス・ファシスト連合が、ドイツやイタリアなどの外国政府とどのように連携し、連動していたのかを、ナチス幹部の日記や、連合国軍によって北イタリアで押収されたベニート・ムッソリーニ関連の文書、そしてイギリス・ファシスト連合関係者の史料を用いて明らかにした。そこから浮かび上がるのは、ナショナリズムを強固な基盤とする各国のファシズム運動が、完全に孤立して存在していたのではなく、それらが相互に共振し、連動し、連携していたという事実である。同時に、国境を越えたファシストの繋がりは、強固な政治信条による紐帯を伴わず、各国組織の思惑の違いにより脆弱性をも同時に孕んでいたことを明らかにした。

一方で、独伊両政府からイギリス・ファシスト連合という政治的急進主義組織に資金が流入していたことは、イギリス政府にとっての対外的な脅威と対内的な脅威が結合して、安全保障上の脅威として帰結した。対外的な脅威と対内的な脅威の結合は、イギリス政府、とりわけ外務省やMI5にとって、一時的に市民的自由を次善の価値を退け、戦時立法により裁判を経ずに外国と内通している可能性のある多数のイギリス人を拘束するほどに深刻な問題だったのである。

従来の研究では、イギリス・ファシスト研究に代表されるモーズリーの視点と、イギリス政府の視点について、それぞれ別個に研究成果が蓄積されてきた。本論文の特徴は、それら双方の視点を取り入れることにより、イギリス・ファシスト連合が設立された1932年から瓦解した1940年までのイギリス社会秩序に対する脅威認識を立体的に描き、イギリス政府にとってイギリス・ファシスト連合が安全保障上の脅威となっていく過程を浮き彫りにした点にある。